



千葉県の修学援助制度
CHIBA PREFECTURE



チーバくん

授業料減免制度のお知らせ

- 千葉県では、国の就学支援金制度の他、経済的な理由により授業料等の納付が困難な場合に利用できる授業料減免補助制度や、奨学のための給付金制度等を行っております。詳しくは通学している私立高校の事務室（減免担当）までご相談ください。

■ 国の就学支援金・臨時支援金制度 【年額 118,800 円授業料軽減】

- ※1 令和7年度は、所得に関わらず年額 118,800 円の授業料減免が受けられます。
- ※2 年収 590 万円未満程度の世帯には年額最大 277,200 円の加算があります

■ 県の授業料減免制度

対象となる学校種は以下のとおりです。

- ・県内私立高等学校（通信制課程の県外在住生徒は除く）
- ・県内私立中等教育学校（後期課程）
- ・県内私立専修学校高等課程（高等学校卒業生及び准看護師の養成を目的とする私立専修学校高等課程の生徒は除く）

■ 県の入学金軽減制度

対象となる学校種は以下のとおりです。

- ・県内私立高等学校（通信制課程の県外在住生徒は除く）
- ・県内私立中等教育学校（後期課程）

※注意点

- 両制度とも、私立高等学校等の設置者（高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては、学校法人に限る）に対して補助（制度を設けていない学校は除く）するものですので、県が保護者の方へ直接補助するものではありません。
- 県外の私立高等学校等に在籍されている方は、本制度の利用はできません。
- 県内私立高等学校の通信制課程に在籍されている方は、県内に住所を有していることも要件となります。
⇒その他の基準については、次頁以降をご覧ください。

■ 学び直し支援金

高等学校等を中途退学した者が、再び千葉県内の私立高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間経過後も卒業までの間（最長2年）、継続して授業料の支援を行います。

■ 奨学のための給付金制度

保護者が県内に在住する高校生等に授業料以外の教育費を補助します。

■ 奨学金制度（千葉県奨学資金）

※本制度は貸付制度であるため、本人が卒業後、返還することになります。

■ 千葉県内私立高校等の授業料減免制度

※ 平成25年度以前の入学生については、対象者及び減免額が異なりますので千葉県学事課私学振興班までお問合せください。

◎ 対象となる方（千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱 第2条による）

生徒の保護者が次のいずれかに該当する方

- 1号 生活保護を受給されている方
- 2号 保護者等全員の算定基準額(※)を合計した額が、175,500円未満である方
(年収640万円未満程度の世帯に相当)
- 3号 保護者等全員の算定基準額(※)を合計した額が、227,100円未満である方
(年収750万円未満程度の世帯に相当)
- 4号 住宅等の建物、土地、家財等に災害を受けた方
- 5号 上記2～4号に準ずる程度に困窮していると認められる方（家計急変）

※ 「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」から算出された額

市町村民税の課税標準額や市町村民税の調整控除の額の確認方法等については、住民税の賦課期日（その年の1月1日）に在住していた市町村へお問合せください。（マイナンバーカードを発行している場合は、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」でも確認できます。

◎ 減免される額

減免の要件	減免内容
上記の1号・2号に該当	月額授業料の全額から就学支援金を除いた差額を免除
上記の3号～5号に該当	月額授業料の3分の2（ただし、21,300円を上限とする）から就学支援金を除いた差額を免除

◎ 申請方法

在学校に直接申請する。

※ 申請時期、必要書類等の詳細は各学校にお問い合わせください。

※ 当該制度は、制度を利用している学校（学校法人等）に対する補助になりますので、県が保護者の方へ直接授業料の補助するものではありません。

◎ 授業料減免制度のQ&A

- Q1) 授業料の減免を受けられる期間は？
A) 4月分の授業料からその年度の3月分までの授業料までです。
また、家計状況が急変した場合には、年度途中からも受けることができます。
- Q2) 給与所得(年収)が640万円なので全額の減免になりますか？
A) 所得等は目安であり、授業料減免は算定基準額（保護者の合計額）により判定されるため、全額減免にならない場合がございます。
- Q3) 授業料減免と国の就学支援金の両方を受けられますか？
A) 各々の要件を満たしていれば可能です。
なお、国の就学支援金の対象となる場合は、必ず手続きをしてから県の授業料減免の手続きをしてください。
- Q4) 授業料減免と奨学金の両方を受けられますか？
A) 各々の要件を満たしていれば可能です。
- Q5) 学校に納付する施設設備費は授業料減免の対象になりますか？
A) 対象となりません。
あくまでも授業料のみについての補助となります。

■千葉県内私立高校の入学金軽減制度

経済的な理由で修学が困難な方は、入学金の軽減が受けられます。

(一部の制度を設けていない学校を除く。)

◎ 対象となる要件 (千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱 第2条による)

- 生徒の保護者が次の1号、2号のいずれかに該当すること。

保護者の要件		入学金軽減額
1号	生活保護を受給されている方	入学金の全額又は 15万円のいずれか 低い方の額
2号	保護者等全員の算定基準額(※)を合計した額が51,300円未満である方(年収350万円未満程度の世帯に相当)	

※ 授業料減免制度と同じ

■ 学び直し支援金制度

高等学校等を中途退学した者が、再び千葉県内の私立高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間36月(通信制は48月)の経過後も継続して授業料の支援を受けられます。

◎ 対象となる要件

- 千葉県の私立高等学校等に在学していること
- 高等学校等を卒業していないこと
- 平成26年4月以降に高等学校等に入学した者であって、高等学校等に在学した期間が通算して36月(通信制は48月)を超えていること(ただし、就学支援金の上限単位数(74単位)を超えた者については適用しない)
- 高等学校等を中途退学したことがあること
- 学び直し支援金を通算して12月(通信制は24月)以上受けていないこと

◎ 支給される額

就学支援金と同様に授業料の月額に相当する額(その額が、下記支給限度額を超えるときは、支給限度額)を月単位として支給する。

保護者等全員の算定基準額の合算額	支給限度額 定額授業料の場合	支給限度額 単位制授業料の場合
	月額	単位
154,500円未満 (年収590万円未満程度の世帯に相当)	24,750円/月	12,030円/単位
154,500円以上(上記以外の世帯)	9,900円/月	4,812円/単位

■ 奨学のための給付金制度

経済的な理由で修学が困難な方は、授業料以外の教育費負担の補助を受けられます。

◎ 対象となる要件

就学支援金、学び直し支援金対象者又は専攻科の生徒への修学支援の対象者のうち、7月1日（基準日）現在、次の全ての要件に該当する高校生等が対象となります。

- ・ 私立高等学校等に在学していること
- ・ 保護者が千葉県内に在住していること（高校生等が成人している場合は、高校生等本人が県内に在住していること）
※保護者が県外に在住している場合は在住する都道府県へ申請することになります。
- ・ 生活保護（生業扶助）受給世帯又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること ≪専攻科の生徒は下記支給区分の課税額により支給額が異なります。≫
※家計急変により非課税に相当する水準まで収入が激減した場合も対象となります。
詳細については、千葉県学事課私学振興班までお問合せください。

◎ 補助される額（生徒1人につき年額）

【令和7年度】

支給区分	支給額（年額） 全日制・定時制	支給額（年額） 通信制	支給額（年額） 専攻科
1 生活保護受給世帯の高校生等	52,600 円	52,600 円	×
2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等	152,000 円	52,100 円	52,100 円
3 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500 円未満である世帯の生徒（非課税世帯を除く。）	×	×	10,420 円
4 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500 円以上 264,500 円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯の生徒※	×	×	10,420 円

※市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいう。

■ 奨学金制度

名 称		千葉県奨学資金
実施主体		千葉県教育委員会
貸付月額		自宅： 10,000 円、20,000 円及び 30,000 円の3段階の中から選択 （自宅外： 5,000 円増）
対象者	学校所在	問わない
	居住要件	保護者が県内在住
	成績要件	問わない
	収入要件 （給与収入の場合）	4人世帯の年収の目安 約735万円以下 ※世帯全体の収入で判断

※ 収入要件の基準年収は令和7年度の金額であり、来年度以降変動する可能性があります。

※ 新年度の申請時期、必要書類、収入要件等の詳細は、各学校にお問い合わせください。

※ 返済について

本人が卒業後、定められた期間に返還しますが、大学等へ進学した場合や、一定の収入を得るまでの間（例：給与所得者の場合、年間給与収入230万円）等、返還を猶予できる制度があります（返還が免除されるものではありません）。

■ ホームページ等

◎千葉県私立高等学校等授業料減免、入学金軽減及び奨学のための給付金制度

○ 千葉県ホームページ

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/index.html>)

(千葉県トップ> 教育・文化・スポーツ>教育・健全育成) 私立学校 > 学費等の助成制度)

○ お問い合わせ先

各学校、又は千葉県総務部学事課 私学振興班 (Tel043-223-2155)

◎千葉県教育委員会の奨学金制度

○ 千葉県ホームページ

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/enjo/shougakukin/index.html>)

(千葉県トップ> 教育・文化・スポーツ>教育・健全育成) 学校教育 > 奨学金・就学援助

> 千葉県の奨学金制度)

○ お問い合わせ先

各学校、又は千葉県教育庁企画管理部財務課 奨学金担当 (Tel043-223-4027)

◎高校生等への修学支援

○ 文部科学省ホームページ

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)

(文部科学省トップ> 教育) 小学校・中学校・高等学校) 高校生等への修学支援)